



Vol.209

トクちゃん新聞

9月号

10月 結婚30年を
迎えますー！

令和7年9月22日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>mail: info@ft-tax.com

◆ 採用活動

徳野



昨年以降、継続してやってきました**採用活動**ですが、先日内定通知を出しまして**いったん完了**です。
業種職種問わず、採用難の中のことですので、頑張ったな〜と採用活動の中心を担ってくれた妻と自宅ですさやか
な慰労会をしました。

税理士業界としても人材難の影響を大きく受けてきましたが、2年前に**税理士試験の受験資格を緩和**し、業界全
体として人材の確保に動きました。その結果、令和5年〜7年度の受験者数は目論見通り増加したようです。



弊社は業界の経験より**素材を重視した採用活動**をしており、**他業種からの転職組**を多く面接してきました。
面接では業界全体のこと、その中での弊社のことをお伝えする中でついつい熱が入り毎回2時間以上(苦笑)
かけています。IT化やAI利用含めて**弊社がやってきたこと、やろうとしていること**は、方向性として「合っている」と
再認識する機会にもなります。残念ながら、弊社で内定を出さなかった方はたくさんいらっしゃいますが、業界
のことをお伝えすることで将来の我が業界が少しでもよい方向に進めばな〜と思っています。



新人を迎えて、スタッフ一同、新たな気持ちで頑張ります！

◆ 各省庁から税制改正の要望が出されました

細川



税制は財務省が決めるというイメージが強いですが、実際には各省庁が「**税制をこう変えてほしい**」という**税制改正要望**
を提出し、その要望に基づいて最終的に法案となっていきます。今回出された要望は、年末にかけて与党税制調査会で
審議され、年末の税制改正大綱に盛り込まれたのち、法案として成立するのが基本的な流れです。

今回の**税制改正要望**の中で注目したいものの一つが、経済産業省が提出した「**大胆な投資促進税制の創設**」です。

具体的な税制の内容は同省のウェブサイトでは公表されていませんが、報道では設備投資に伴う税額控除に加え「**即時償
却**」も求めているとされています。また、減税の対象資産についても、機械やソフトウェアだけで
なく、工場の建物など通常は減税の対象とならない資産も含める方向が伝えられています。即
時償却、さらに建物まで対象となる場合は、投資時の税負担が大きく減少することとなりそう
です。経済産業省は、**今後5年間で「集中投資期間」と位置づけ、国内投資と賃上げ
の好循環を税制で後押し**したい考えのようです。



住宅ローン控除の継続をはじめ、その他の税制改正についても要望が提出されています。
詳細が決定次第、改めてご案内いたします。

◆ 令和7年分年末調整のしかた

白川



国税庁は8月29日、「令和7年分 年末調整のしかた」を公表しました。

今年は改正により**扶養親族等の所得要件**が変わっているのでご注意下さい。**収入が給与だけの場合は以下となります。**

- ①お子さんや配偶者の場合 → 給与が123万円までは扶養控除や配偶者控除が使えます。
- ②配偶者の給与が123万円を超えた場合 → 給与が201万5,999円までは配偶者特別控除が使えます。
- ③年齢19歳以上23歳未満(主に大学生の年代)の場合 → 給与が123万円を超えても188万円までは特定親族特別控除が
使えます。

上記③の**特定親族**がいる場合は特定親族特別控除申告書に記載する事になります。
配偶者特別控除のように、「控除額の計算」の表から対応する控除額を記載します。

令和8年分からの扶養控除等申告書には「**源泉控除対象親族**」を記載する事とされました。

特定親族の内、給与収入が165万円までの方も含まれます。

年々申告書への記載項目が増えて大変ですが、記載漏れがないかご注意下さい。



◆ 税務スケジュール(9月・10月)

9月30日(火)

- ・8月分 社会保険料の納付
- ・7月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・1月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・10月1月4月決算法人 3ヵ月ごとの消費税中間申告

10月10日(金)

- ・9月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付



① 社会保険料が変更となります

算定基礎届によって決定された標準報酬月額が
9月分保険料(10月納付分)より改定となります。
翌月徴収の場合は、10月支払給与から変更です。

小鐵



② 確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします

- ・「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容に変更はないかご確認ください。
- ・控除証明書が届き始めますので、紛失されないよう保管願います。
- ・ふるさと納税の確定申告をされる場合は
寄附先の自治体が発行した「受領証明書」が必要となります。

◆ 弥生会計の便利機能 ファンクションキー表示

齋藤

弥生会計をご利用の方は、ファンクションキー機能をご存知でしょうか？
例えば、仕訳日記帳画面でキーボードの「F3」キーを押すと、検索画面が表示されます。
便利な機能ですが、「どのファンクションキーが、何の機能か」は、
とっさに分かりませんよね…



ご安心ください！ 左のように画面上に表示させることが可能です！

弥生会計を開き、画面上部の「オプション」をクリック

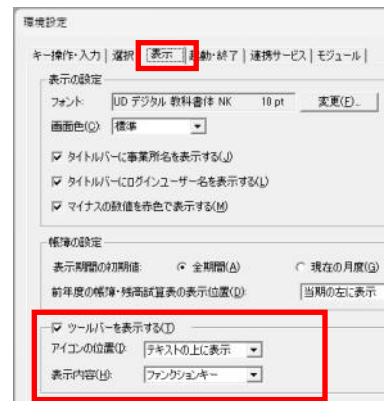
「環境設定」→「表示」タブを選択

→「ツールバーを表示する」に✓印が入っている状態で、

①アイコンの位置：「テキストの上に表示」

②表示内容：「ファンクションキー」

おすすめ設定です。ぜひお試しください。



◆ 経営支援クラウドbixid(ビサイド)特集 第二回～bixidってなにができるの！？～

長谷川

今回はbixidでできることを紹介していきます。いっぱいありますが5つに厳選しました！

① 月次経営報告

30種類以上のレポートを自動作成できるだけでなく、重要なポイントが一目で見やすくなっています。→

② 経営分析

企業の人間ドッグのような機能があり、安全経営を実現するための判断材料となる資料を作成できます。

③ 経営管理

会計データを取り込むことにより簡単に将来の計画を作成でき、予実管理やキャッシュ残シミュレーションが可能です。

④ 社内外での情報共有

アカウントを招待することで、いつでも誰でも情報にアクセス出来ます。権限管理も出来るので公開範囲を絞ることも可能です。

⑤ 会計データチェック

事前に設定した項目通りAI監査を行い、エラーを検知します。コメント機能を活用することで修正履歴を残すことが可能です。



bixidを使いこなすことで経営管理を標準化することが可能です！次回は①月次経営報告について掘り下げます。

※bixid・bixidロゴ・bi-bolは、株式会社YKプランニングさんの商標または登録商標です。

◆ 万博リポートしました

白川

まだまだ暑い日が続きますね、みなさまいかがお過ごしでしょうか？私は、先日万博に行ってきました。

9月に入り土曜日だった事もあり、7月に行った時と比べ来場者数が多く、コモンズ館にも入場制限がかかるほどで残念ながらパビリオンはろくに回れませんでした。

かわりに西ゲート周辺の飲食コーナーでの食事やビアテラスで夕日を見ながらゆったりとすごす事ができ、夜の花火も見れたので良かったです。

食べて飲んでばかりでしたが、なかなか満足な一日でした。

10月13日の閉幕まで残り少なくなってきましたが、もう一回行きたいです。



◆ クイズ

喜多

9月分保険料(10月納付分)より社会保険料が改定となります。社会保険料改定について正しいのは次のうちどれでしょう。

- ① その年の4月から6月の3か月間の平均給与額をもとに等級を決定する
- ② 給与額に大幅な変動があった時は随時改定を行う
- ③ 健康保険料・厚生年金保険料ともに等級は32段階に分かれている

答え：①②

③健康保険は第1等級から第50等級までの50段階、厚生年金保険は第1等級から第32等級に区分されています。

